

開発行為等

「開発行為等」とは、都市計画法に定める開発行為、特定工作物の建設並びに建築基準法に定める建築と規定しています。

(用語の定義)

第3条

(4) 開発行為等

都市計画法第4条第12項に定める開発行為、建築基準法第2条第1号に定める建築物の建築並びに都市計画法施行令第1条第1項に定める第一種特定工作物及び同条第2項各号に掲げる施設の建設をいう。

第一種特定工作物及び都市計画法施行令第1条第2項各号に掲げる施設とは、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、危険物の貯蔵又は処理に供する工作物、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物、墓園をいいます。